平成２４年（フ）第１６１号
沖縄県沖縄市美原３丁目４番３号　美光マンション３－Ｋ
債務者　照屋　　梢（旧姓小元）
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２３号
島根県江津市渡津町320番地１
債務者　舟木　順子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第２４号
島根県浜田市生湯町904番地
債務者　三上　吉雄
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３９号
島根県浜田市旭町都川1001番地
債務者　國重　和秀
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月26日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第１０１３０号
東京都墨田区立花４丁目１－２－701
債務者　佐藤　行雄
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１３１号
東京都墨田区立花４丁目１－２－701
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２１９号
千葉県市川市二俣１丁目11－10　スリーストーンⅡ101
債務者　清水　靖葉（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２０号
東京都昭島市松原町１丁目12－１－310
債務者　小澤　幸子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７０号
東京都港区芝４丁目７－６－201
債務者　竹内佐輝子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３２９号
東京都足立区西伊興３丁目15－８
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３４５号
東京都板橋区徳丸１丁目14－２　十四番館303
債務者　朝見　岳久
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３５７号
東京都板橋区蓮沼町２－３－203
債務者　菅野　晴夫
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３５８号
東京都荒川区荒川７丁目５－５
債務者　鈴木ミチ子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３５９号
東京都板橋区高島平１丁目59－10
債務者　荒川　弘之
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３６３号
東京都墨田区緑１丁目28－４－401
債務者　筆内　ルミ
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部